

(趣旨)

第 1 条 この規程は、定款第 4 条第 1 項第 4 号に定める防災専門図書館（以下「図書館」という。）事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書館事業の目的)

第 2 条 図書館事業は、世界におけるあらゆる災害と、その防止、災害時の非常措置及び復旧、復興等に関する図書、文献その他の記録資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、国及び地方公共団体並びに一般の利用に供することにより、広く防災意識の向上に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 図書館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存を行うこと
- (2) 図書館資料の閲覧、貸出を行うこと
- (3) 参考調査（レファレンス・サービス）に関する業務を行うこと
- (4) 図書館資料の複写に関する業務を行うこと
- (5) 図書館の施設及び設備を利用に供すること
- (6) 他の図書館等との連携協力を行うこと
- (7) その他図書館の目的を達成するために必要な業務を行うこと

(館長及び司書)

第 4 条 図書館に館長を置き、常務理事をもってこれに充てる。

- 2 館長は図書館を管理する。
- 3 図書館に司書を置き、職員をもってこれに充てる。
- 4 司書は、館長の命を受け、図書館の専門的業務に従事する。

(類目等)

第 5 条 収集した図書館資料は、別表の類目表を基準とする十進分類法により、整理、保管するものとする。

(館内閲覧等)

第 6 条 図書館の利用者（以下「利用者」という。）は、図書館資料を自由に館内閲覧することができる。

- 2 図書館資料の館外貸出は、市及び関係団体等に限り認めるものとし、貸出冊数及び貸出期間は、館長が別に定める。
- 3 利用者は、図書館資料を著作権法その他の法令を遵守のうえ、有料にて複写できるものとし、当該料金については、館長が別に定める。
- 4 利用者は、図書館資料を閲覧、館外貸出又は複写する場合には、事前に所定の申込書に記入して提出するものとする。
- 5 前 4 項の規定に関わらず、館内閲覧、館外貸出又は複写により、著しく破損又は劣化が進行するおそれのある図書館資料については、これらを制限することがある。

(開館日及び時間)

第7条 図書館の開館日は、次の各号に掲げる日を除き、月曜日から金曜日までとし、開館時間は午前9時より午後5時までとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、臨時に休館又は開館時間を変更することがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日まで）

(損害の弁償)

第8条 利用者は、図書館資料、設備、備品等を汚損、破損又は紛失したときは、その損害を弁償するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第10条 前各条に定めるもののほか、図書館の管理、運営に関し必要な事項は、館長がこれを定める。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成24年11月1日)

別表 類目表（第5条関係）

類	
0	災害一般（気象及び災害史を含む地方史）
1	火災
2	風水害・雪害
3	地震・噴火・津波
4	交通災害（群集災害を含む。）
5	農業災害
6	鉱・工業災害
7	公害（放射能物質による汚染の類を含む。）
8	戦災
9	その他一般